

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月15日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度介護の未来ナビゲーター事業業務委託

(2) 業務目的

介護の仕事に対する社会的な理解を促進するとともに、新卒人材を中心とした若年層及び転職者の介護分野への就業を促進する。

(3) 業務内容

介護の未来ナビゲーターを活用した介護の仕事に対する社会的な理解を促進する活動等を企画、運営する。

(4) 委託価格の限度額

7,063千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

電話番号 054-221-2084 FAX番号 054-221-2142

E-mail kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和7年4月15日（火）から令和7年5月2日（金）まで（土曜及び日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで（令和7年5月2日（金）は午後4時まで）

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県介護保険課ホームページ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

参加表明書、誓約書 令和7年5月2日（金）午後4時 持参又は郵送必着

企画提案書、業務実績表、見積書 令和7年5月9日（金）午後4時 持参又は郵送必着

ただし、電子データについてはメールでの提出をすること。

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 事前説明会

ア 日 時 令和7年4月18日（金）午前10時から午前11時まで

イ 場 所 静岡県庁別館7階第2会議室B

(5) プレゼンテーション

ア 日 時 令和7年5月13日（火）の指定した時間

イ 場 所 静岡県庁別館2階第1会議室A

6 その他

(1) 詳細は公募要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課（電話番号054-221-2084）とする。